

第2回 壬生町農業委員会総会 議事録

令和5年8月23日（水）【午前10時00分開会】

1. 開催日時 令和5年8月23日（水）午前10時00分から午前11時18分
2. 開催場所 壬生町役場 101会議室
3. 出席委員 10人
会長 10番 大橋 好一
会長職務代理者 8番 琴寄 成人
委員 1番 早乙女春香 2番 安納 一雄 3番 高橋 宏治 4番 刀川 正己
5番 鯉沼 玲子 6番 大関 孝男 7番 葭葉 孝男 9番 木野内佳代子
4. 参集推進委員
葭葉 進 推進委員 荒川 広文 推進委員
5. 議事日程
開 会
議事録署名委員の指名
会議書記の指名
日程第1 会務報告について
日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件について
日程第3 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の件について
日程第4 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の件について
日程第5 議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について
日程第6 議案第5号 壬生町農用地利用集積計画の件について
日程第7 議案第6号 壬生農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の見直しの件について
日程第8 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出の件について
日程第9 報告第2号 農地法第4条の規定による届出の件について
日程第10 報告第3号 農地法第5条の規定による届出の件について
その他 事務連絡
閉 会
6. 農業委員会事務局職員
事務局長 田中貴子 副主幹兼農地調整係長 宇賀神 尚、 主任 齋藤純一

主任 松本ひなた

7. 会議の概要

令和5年8月23日（水）【午前10時00分開会】

- 局長 定刻になりましたので、ただ今より第2回壬生町農業委員会総会を開会いたします。ただ今の出席委員は10名で欠席委員はおりません。また、葭葉 進推進委員、荒川広文推進委員にも出席をいただいております。定足数に達しておりますので、本総会は成立いたします。

それでは、会長よりあいさつ並びに開会宣言をお願いいたします。

- 会長 改めましておはようございます。私たちは先月7月に第25期の農業委員、第3期の農地利用最適化推進委員に任命・委嘱されまして、今日は実質、第1回目の総会となり、今日から本格的な農業委員活動に入るわけです。今日の前に現地調査等で活動をしていただいた方もいると思いますが、今日から皆様と推進委員、事務局と一緒に壬生町の農業の振興を図りながら農地管理の維持について、ともに推進していきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。今日は初めての方も多くおられますので、総会の結果が許可に関係し、今後の農地の移動等についての結果となりますので、慎重審議をお願いしまして、挨拶といたします。

- 局長 ありがとうございます。総会の議事進行につきましては、農業委員会総会規則第5条の規定により、会長をお願いいたします。

- 議長 それでは、壬生町農業委員会総会規則第19条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

- 議長 それでは、1番 早乙女 春香 委員、2番 安納 一雄 委員をお願いいたします。なお、本日の会議書記は、事務局職員の 宇賀神 係長を指名いたします。

- 議長 それでは、日程第1の会務報告について、事務局長より報告をお願いします。

- 局長 会務報告を申し上げます。議案書1ページをご覧ください。

この会務報告は、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆さんが、この役職において参加された会議などについて報告するものになります。

7月26日 水曜日 第2回壬生町道の駅みぶ活性化検討委員会が、役場101会議室で行われ、大橋好一会長が出席いたしました。

7月27日 木曜日 壬生町農業振興地域計画整備促進協議会が、役場特別会議室で行われ、大橋好一会長、琴寄成人職務代理が出席いたしました。

8月2日 水曜日 壬生町食育推進計画策定委員会が、役場特別会議室で行われ、早乙女春香委員が出席いたしました。

8月2日 水曜日 第1回農業委員・農地利用最適化推進委員研修会が、小山市 ウイング小山において行われ、記載のとおり新任の委員16名と松本ひなた主任が出席いたしました。

8月17日 木曜日 農業者年金加入推進特別研修会が、宇都宮市 JAビルで行われ、鯉沼玲子農業委員と松本ひなた主任が出席いたしました。

8月18日 金曜日 農地法第4条・第5条許可申請に伴う現地調査委員会が、役場101会議室と現地で行われ、大橋好一会長、早乙女春香農業委員、安納一雄農業委員、高橋宏治農業委員、荒川広文推進委員、事務局より宇賀神尚係長、齋藤純一主任と私が出席いたしました。

以上になります。

○議長 ありがとうございます。ただいまの報告について、何かご発言ございますか。

(発言なし)

○議長 特に発言がないようですので、以上で日程第1の会務報告を終わります。

○議長 それでは、日程第2の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

●事務局 議案書の朗読と説明（宇賀神農地調整係長）

それでは議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」の第1項についてご説明いたします。

第1項

譲渡人 _____（安塚二） 自作地43㍍ 貸付地26㍍
譲受人 _____（上長田） 自作地388㍍ 借受地138㍍
貸付地3㍍

（土地の表示）

壬生町大字安塚字 _____ 番	田	135㎡
壬生町大字安塚字 _____ 番	田	2720㎡
	合計	2855㎡

売買による所有権移転 _____円 稼働2人

以上、第1項案件につきまして、農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、同第4号の農業常時従事要件について、申請書、添付書類及び農地台帳等により確認いたしました。いずれも要件を満たしておりました。説明は以上です。

○議長 ありがとうございます。それでは、第1項案件を議題といたします。
ただいまの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 3番 高橋 宏治 委員

●3番 高橋 宏治 委員（1項の現地調査の結果並びに補足説明）

第1項について、去る8月19日に、譲受人 _____ 氏立会いのもと、早乙女農業委員、中川推進委員とともに、現地調査を行い、周辺地域との関係について現地確認いたしましたのでご報告いたします。チェックシートに従い1番から7番の項目について確認しましたが、いずれも問題を生ずる恐れはなく、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件を満たしておりましたので、ご報告いたします。

○議長 ありがとうございます。それでは、第1項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

○議長 4番 刀川 正己 委員

●4番 刀川 正己 委員

これは売買の価格が___万円になっていますが、全部で___万円なのか、10
aあたり___万円なのですか。

●事務局 宇賀神係長

全部で___万円になります。

○議長 他にご発言はありますか。発言がないようですので、それでは採決いたします。
議案第1号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第1項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、日程第3 議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請の件について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

●事務局 議案書の朗読と説明（宇賀神農地調整係長）

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請の件について」、第1項案件についてご説明いたします。

第1項

申請人 柏倉 健司 (安塚南部)

(土地の表示)

壬生町大字安塚字_____番	畑	56㎡
壬生町大字安塚字_____番	田	105㎡
壬生町大字安塚字_____番	田	338㎡
	合計	499㎡

自己用住宅敷地 自己所有地の転用

説明は以上となります。

○議長 ただいまの事務局の説明に関連して、この件については去る8月18日の調査委員会において調査済みですので、第1項案件について、調査委員長の 1番 早乙女 春香 委員 から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

● 1番 早乙女 春香 委員 (1項案件について報告)

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の件について、現地調査委員会の調査結果を報告いたします。

現地調査については、8月18日(金)に私と大橋好一会長、安納一雄農業委員、高橋宏治農業委員、荒川広文推進委員、田中貴子事務局長、宇賀神尚係長、齋藤純一主任の8名で調査いたしました。

第1項案件についてご報告します。

申請地は_____から南西に約400mに位置する農地で、立地基準は、第2種農地に該当します。

事業計画書によると、申請人は、妻が勤務の都合上、_____市で子供と居住しているため、壬生町と_____市の双方で生活しているとのこと。妻と子供を呼び寄せるために住宅の建築を計画していました。実家の近隣であり周辺農地への影響も少ないと考え申請地を最適地として選定したとのこと。

給水は町水道を利用し、汚水・雑排水は公共下水道に接続、雨水は敷地内 自然浸透処理の予定です。なお、事業資金は金融機関からの融資で対応します。また開発許可については、県 都市計画課との協議が済んでおります。

以上のことから、第2種農地であり、土地選定経過においても第2種農地の許可基準にある代替性もないため、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。先ほどの事務局説明と、ただいまの調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第2号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第1項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 次に、日程第4の議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請の件について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

●事務局 議案書の朗読と説明 (宇賀神農地調整係長)

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請の件について」、第1項から順にご説明いたします。

第1項

譲渡人 _____ (安塚二)

譲受人 _____ (虹の森)

(土地の表示)

壬生町大字安塚字 _____ 番 畑 595㎡

店舗敷地 () 売買による所有権移転

第2項

賃貸人 _____ (前宿坪)

_____ (田向稻荷内)

賃借人 _____ (鹿沼市)

(土地の表示)

壬生町大字藤井字 _____ 番 畑 373㎡

壬生町大字藤井字 _____ 番 畑 466㎡

壬生町大字藤井字 _____ 番 畑 585㎡

壬生町大字藤井字 _____ 番 畑 340㎡

合計 1764㎡

園芸用土採取 1年間の賃借権の設定

第3項

譲渡人 _____ (助谷)

譲受人 _____ (安塚中央)

(土地の表示)

壬生町大字助谷字 _____ 番 畑 499㎡

自己用住宅敷地 贈与による所有権移転

第4項

譲渡人 _____ (栃木市)

_____ (小山市)

_____ (下野市)

譲受人 _____ 株式会社 代表取締役 _____ (東京都)

(土地の表示)

壬生町大字助谷字 _____ 番 _____ 畑 5 1 1 7 m²

太陽光発電設備敷地 売買による所有権移転

説明は以上になります。

○議長 ただ今の事務局の説明に関連して、この件については去る8月18日の調査委員会において調査済ですので、第1項案件について、調査委員長の1番 早乙女 春香 委員から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●1番 早乙女 春香 委員 (1項案件について報告)

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の件について、現地調査委員会の調査結果を報告いたします。

現地調査については、第4条の現地調査と同じ8月18日 金曜日に同じメンバーで調査いたしました。

第1項案件についてご報告します。

申請地は、_____から北に約150mに位置する農地で、第3種農地に該当します。

事業計画書によると、申請人は、現在宇都宮市内で_____を運営しておりますが、地域住民への貢献を考え壬生町内での新規店舗の建築を検討しており、今回の申請に至ったとのこと。現在、_____に近接した_____がないことから、申請地を最適地として選定したとのこと。給水は町水道を利用し、汚水・雑排水は公共下水道に接続、雨水は敷地内 自然浸透処理の予定です。なお、事業資金_____万円は、融資で対応します。また開発許可については、県 都市計画課との協議が済んでおります。

以上のことから、第3種農地であり、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われ、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明と、

調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第3号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第3号第1項は原案の通り決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて第2項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●1番 早乙女 春香 委員 (2項案件について報告)

次に第2項案件についてご報告します。

申請地は、_____から北西に約550mに位置する農地で、農振農用地及び第1種農地に該当します。

事業計画書によると、農地から1.5m、道路から2mの保安距離を確保し、周囲には防護ネット等を施します。最大3.5mを掘削し、保安角度を45度取る計画になっております。採取した園芸用土は、鹿沼市内の園芸業者に出荷する予定で、埋戻しの用土については公共工事により発生した建設発生土を調達予定であります。事業資金は自己資金で対応します。

以上のことから、農振農用地及び第1種農地であります。園芸用土採取のための一時転用であり、現地調査において保安距離・保安角度・掘削の深さを守ることにについて厳重に指導し、賃借人も遵守すると約束しましたので、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明と、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第3号第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第3号第2項は原案の通り決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて第3項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●1番 早乙女 春香 委員 (3項案件について報告)

次に第3項案件についてご報告します。

申請地は、_____から南東に約650mに位置する農地で、第1種農地に該当します。

事業計画書によると、申請人は、現在町内のアパートで夫と子供と生活していますが、子供の成長に伴い、現在の住まいが手狭になることから戸建住宅の建築を検討していました。申請地は、実家にも近く通勤等の利便性が良いことから最適地として選定したとのこと。給水は町水道を利用し、汚水・雑排水は合併浄化槽に接続、雨水は敷地内 自然浸透処理の予定です。なお、事業資金_____万円は、金融機関からの融資で対応します。また開発許可については、県都市計画課との協議が済んでおります。

以上のことから、第1種農地ではありますが、集落に接続して設置される一般住宅であり、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われる、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明と、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第3号第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第3号第3項は原案の通り決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて4項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●1番 早乙女 春香 委員（4項案件について報告）

次に第4項案件についてご報告します。

申請地は、壬生町_____から北に500mに位置する農地で、第2種農地に該当します。

事業計画書によると、申請地は、適正な面積、日照量を確保することが出来るため、最適地として選定したとのことです。575ワットのパネル1392枚、合計出力800.4キロワットの太陽光発電設備を予定しております。事業資金約_____万円は自己資金で対応します。

以上のことから、第2種農地であり、土地選定経過において第2種農地の許可基準にある代替性もないため、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいま事務局説明と、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようなので、それでは採決いたします。議案第3号第4項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第3号第4項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、8月28日開催の栃木県農業会議常設審議委員会で意見聴取後、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 次に日程第5 議案第4号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について」を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

●事務局 議案書の朗読と説明（宇賀神農地調整係長）

それでは議案第4号、「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について」第1項からご説明いたします。

第1項

賃貸人 _____（六美町南部）

賃借人 _____（下野市）

（土地の表示）

壬生町大字壬生丁字 _____ 番 _____ 田 1948㎡

園芸用土採取を目的として令和4年8月23日付で一時転用の許可を受けておりますが、今回、令和6年8月22日までの許可期間の延長の申請となっております。

第2項

賃貸人 _____（下野市）

賃借人 有限会社 _____ 代表取締役 _____（鹿沼市）

（土地の表示）

壬生町大字藤井字 _____ 番 _____ 畑 8242㎡

園芸用土採取を目的として令和4年8月26日付で一時転用許可を受けておりますが、今回、令和6年8月25日までの許可期間延長の申請となっております。

説明は以上です。

○議長 ただ今の事務局の説明に関連して、この件につきましては去る8月18日の調査委員会において調査済みですので、第1項案件について、調査委員長の 1番 早乙女 春香 委員から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●1番 早乙女 春香 委員（1項案件について報告）

議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について、現地調査委員会の調査結果をご報告いたします。

現地調査については、第5条の現地調査と同じ8月18日 金曜日に同じメンバーで調査いたしました。

第1項についてご報告します。

こちらの案件は、令和4年8月23日付で園芸用土採取のための一時転用の許可を受けております。理由書によると、赤玉土の品質が想定よりも悪く計画通り

に販売することが出来ず、予定していた工事期間内に事業を完了することが出来ていない状況であることから、1年間の期間延長申請となっております。

以上のことから、変更の内容が転用許可基準上の問題はなく、事業計画変更承認基準にも該当しておりますので、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明と、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第4号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第4号第1項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて第2項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●1番 早乙女 春香 委員(2項案件について報告)

次に第2項案件についてご報告します。

こちらの案件については、令和4年8月26日付で園芸用土採取のための一時転用の許可を受けております。理由書によると、天候不順等により採掘や販売が計画通りに進まず、予定していた工事期間内に事業が完了することが出来ていない状況であることから、6か月間の期間延長申請となっております。

以上のことから、変更の内容が転用許可基準上の問題はなく、事業計画変更承認基準にも該当しておりますので、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明と、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第4号第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第4号第2項は原案の通り決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 次に、日程第6 議案第5号「壬生町農用地利用集積計画の件について」を議題といたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の件について、事務局より説明をお願いいたします。

●事務局 記載のとおり説明〔宇賀神農地調整係長〕

それでは議案第5号「壬生町農用地利用集積計画の件について」、利用権の設定等各筆明細に従いましてご説明いたします。

議案書の7ページ、利用権設定の新規・賃借権分について、4件、10筆、面積合計が16,919㎡となっております。

次に議案書8ページ、利用権設定の新規・使用賃借権分について、6件、13筆、面積合計が12,994㎡となっております。

次に議案書9ページ、利用権の再設定、使用賃借権分について、6件、15筆、面積合計が17,376㎡となっております。

次に、議案書10ページ、一括方式の新規、賃借権分について、2筆で面積が3,462㎡となっております。

次に、議案書11ページ、一括方式の新規、使用賃借権分について、2筆で面積が3,744㎡となっております。

説明は以上です。

○議長 ただいま事務局から説明のありました「壬生町農用地利用集積計画の件について」、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第5号「壬生町農用地利用集積計画の件について」、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第5号「壬生町農用地利用集積計画の件について」のうち、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、日程第7 議案第6号「壬生農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の見直しの件について」を議題といたします。

農業経営基盤強化促進法施行規則第2条の規定による基本構想の見直しについて、担当課より説明をお願いいたします。

●農政課 議案の説明(中川農業振興係長)

(「壬生農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の見直し」について、概要に沿って、見直しのポイントについて説明)

(農業委員会及びJAしもつけに意見聴取を行い、県に同意の申請をして、同意を得れば9月下旬に交付予定)

○議長 ありがとうございました。ただいま農政課より説明のありました基本構想の見直しの件について、質疑に入りたいと思います。発言のある方は挙手をお願いします。

○議長 3番 高橋 宏治 委員

●3番 高橋 宏治 委員
(「人・農地プラン」と「地域計画」の違いについての質問)

●農政課 中川係長
(違いについておおまかな説明)

●事務局 宇賀神係長

「人・農地プラン」は担い手、中心経営体に集積するというのが前提、「地域計画」は、多様な中小経営体、極端には「家庭菜園」とか「自己用消費」の人も含めて、地域全体で、地域の農地を守っていく、というのが前提にある。

国の方針としては、担い手に背負わせるのではなく、地域全体として農地と農業を守っていくために、「地域計画」を考えており、その方策として「目標地図」を作って、耕作者を明確にするという方針です。

●3番 高橋 宏治 委員

国の方針ですが、農業経営基盤強化促進法の改正で、動きが180度変わりますよね。そこを確認したかったのですが。

●局長 9月4日に栃木市で下都賀地区内の農業委員・推進委員を集めた「地域計画」研修会がありますので、その時に詳しく説明していただきましょう。

○議長 4番 刀川 正己 委員

●4番 刀川 正己 委員

最近まで壬生町で、担い手を登録して、もし耕作放棄地になりそうなところがあったら、そういう人に紹介していたのですが、それはやめたのですか。

町内の人はもとより、町外の人でも登録できていました。壬生町の土地を町外の人にも今までは貸せていたのですが。

●事務局 宇賀神係長

「人・農地プラン」の中心経営体として、地域を担ってもらう人として、町内だけではなく町外の人でも名前を載せていました。

●4番 刀川 正己 委員

それは、やめたわけですか。

●事務局 宇賀神係長

経過が変わるのですが、地域の農地を守るために、町内の地域の方だけでなく、地域外の方も、農地の担い手としては必要になってきます。

「人・農地プラン」で定めていたものを今度は「地域計画」で、地域を担う人をリスト化する部分があるので、そこにまた、名前が掲載される可能性はあります。

● 3番 高橋 宏治 委員

逆に載りやすくなっていると思います。

担い手が、中心経営体ではなくても農業を担えるという流れになっているので、むしろ地域外とかの人が入りやすくなっている。変な改正だとは思いますが。

● 4番 刀川 正己 委員

大規模にやりすぎると、管理が間に合わなくなって、そういう苦情が結構おおいですよ。だから、大規模にやるのもどうかと思います。

あと一つ。利用権設定は令和6年度末で廃止になるのですか。今、設定中の人はどうしたらいいのですか。

●農政課 中川係長

利用権設定につきましては、令和6年度末というのは、今作っています地域計画策定時点という事で、それ以降については利用権を通じた貸し借り等はなくなくなって、代わりに農地バンクを使った貸し借りになります。農地バンクの方も、貸し借りをを行うためには、「地域計画」に名前が載っている方に対して、土地の貸し借りを認めるような形になってきます。今後は農地バンクを使ってください、という事です。

● 3番 高橋 宏治 委員

今までのものは、付け替えするのですか。それともそれが終了したら、農地バンクに移行ですか。

●農政課 中川係長

利用権設定の方は期間が決まっておりますので、更新できないという事です。

● 3番 高橋 宏治 委員

例えば利用権設定を今年やると、短くても10年くらいですが、10年間に終わったら農地バンクに移行なのか、それとも令和6年度末に一斉に相対の利用権設定が、農地バンクを挟んだ利用権設定に付け替えになるのか。

●農政課 中川係長

新規で設定の場合です。いきなり変更というのはないです。

● 3番 高橋 宏治 委員

じゃあ、そのままなんですわね。わかりました。

- 議長 この件については以上でよろしいでしょうか。
それでは採決をいたします。議案第6号「壬生町農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の見直し」の件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

- 議長 全員賛成ですので、原案のとおり決定いたしました。
- 議長 ここで農政課職員は、退室となります。

-
- 議長 次に日程第8 報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いします。

●局長 記載のとおり報告

報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」は、議案書の15ページのとおり3件の届出がございました。

内容については、記載されているとおり、相続による農地の所有権取得に伴う届出でございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。

- 議長 ただいまの報告第1号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

- 議長 発言が無いようですので、以上で報告第1号を終わります。

-
- 議長 次に日程第9 報告第2号「農地法第4条の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をいたさせます。

●局長 記載のとおり報告

報告第2号「農地法第4条の規定による届出の件について」は、議案書の16ページのとおり2件の届出がございました。

これについては、市街化区域内の農地における自己用の転用届出であり、内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

○議長 ただいまの報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

○議長 次に、日程第10 報告第3号「農地法第5条の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いいたします。

●局長 記載のとおり報告

報告第3号「農地法第5条の規定による届出の件について」は、議案書の17ページのとおり7件の届出がございました。

これらについては、市街化区域内の権利の移動を伴う転用届出であり、内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

○議長 ただいまの報告第3号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第3号は終わります。

○議長 次にその他の件を議題といたします。事務局からその他 事務連絡をお願いいたします。

●事務局 説明（松本主任）

○その他について

1、農地パトロールについて

資料により説明

日程調整 9月中に実施

農業委員・推進委員・事務局でパトロール

地図により前もって場所の確認をお願いします。

2、「農地利用の最適化推進に関する意見及び令和6年度農業施策並びに予算に関する町への要望」について

要望の提出は9月13日（水）までに

9月の総会で審議、10月の総会后、町及び町教育委員会へ要望提出予定

3、「とちぎ女性農業委員の会」の会費支出について

会費：一人5,000円 親睦会からの支出でよいか。

→支出の承認

4、新規就農相談会等の出席について

9月9日（土）10:00～15:00 とちぎアグリプラザ

11月12日（日）10:00～16:00 栃木県JAビル

農業委員会事務局1名 農政課1名 農業委員1名の参加

→ 毎回農政対策委員会の委員が参加している。

9月9日 早乙女春香 委員

11月12日 安納 一雄 委員

○事務連絡

全国農業新聞の普及活動について

9月～11月が普及強化月間 目標部数は一人5部以上

普及資材の申し込みについて

第25期農業委員会懇親会収支報告

集合写真の配布

○運営委員会（総会開会時間前に開催）の内容報告

現地調査等の服装について（作業服、腕章、帽子の着用）

総会時の参集時間厳守（開始3分前には着席）

慶弔の取り扱いについて（規則、規約、支出基準の改正）

現地調査時の会長の出席について（全員が1周回るまで）

研修会等についての出欠について（報告期限の厳守）

委員自身の耕作地の畦畔管理等について（迷惑の掛からない管理を）

○議長 以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了しました。他に委員からご発言はありますか。

●9番 木野内 佳代子 委員

12月にマラソン大会がありますが、前は農業委員会で「壬生菜」の配布をしたようですが、今回はどうなんですか。

●局長 昨年も、作付けをしていないので、壬生菜の配布はしませんでした。今年も配布の依頼も来ていない事と、作付けをするにしても、時期的にどうなのかという事もありますので、農業委員会としての参加は見合わせたいと考えております。

○議長 よろしいですか。それでは、以上をもちまして、第2回壬生町農業委員会総会を閉会いたします。

【午前11時18分閉会】

会 長 大橋 好一

1 番 早乙女 春香

2 番 安納 一雄